

性犯罪被害者のプライバシーと刑事司法上の問題点

2011.11.28

弁護士 番 敦子

I 現状について

1 内心の問題

性行為そのものは犯罪ではない。意思に反した性行為こそが性暴力・性犯罪となる。そのため、犯罪行為かそうではないかを外形上判断することは難しいこともあり、加害者が顔見知りである場合には合意があったか否かが問題となる。顔見知りからの被害は、性暴力・性犯罪か否かを定めるハードルが高くなるのはそのような事情からである。刑事上の強姦罪（刑法第 177 条）や強制わいせつ罪の（刑法 176 条）の構成要件である「暴行又は脅迫を用いて」の判断は厳しすぎるし、時として、経験則に反する認定が行われる。

2 被害の重大性

強姦は「魂の殺人」といわれている。実際に、被害者と接する者として、強姦だけでなく強制わいせつの被害者も、その苦しみから長年逃れられないでいることが多いことを実感している。

従前、「貞操権の侵害」と言われていた性犯罪であるが、性的自由の侵害として捉えられるようになり、人格権侵害とみなされるようになった。「心」そのものの侵害行為として、その行為は悪質であって、被害は重大である。

被害が重大であるにもかかわらず、事件としてのハードルの高さ等が被害申告を躊躇させ、泣き寝入り状態を生んでしまう。

3 二次被害の問題

二次被害は、被害者を取り巻くあらゆる場面で起こる。特に、被害者が、事件について、刑事上または民事上の責任を追究しようとした際には、司法の過程において起こる。二次被害は、時に、犯罪行為そのものから受ける被害以上に、被害者を苦しめることがあり、被害者の回復を阻害する。

(1) 捜査段階

被害者が警察に被害申告に赴くと、話したくない事件の話を、何度も詳細に話すことを求められる。時には、プライベートな男性との交際歴等まで尋ねられる。実況見分によって、辛い体験を再現しなければならない。捜査に必要な場合であっても、なぜ必要なのかを被害者自身が納得できずに応じなければならない場合もあり、それ自体が、被害者には辛いことである。警察から検察庁へ送致となった場合には、検察官から再度事情を聞かれ、同じ話をしなければならない。

調書には詳細に被害事実が記載されるが、果たしてどこまで必要なのか。

最前線で性犯罪を扱う女性捜査員がまだ少ない。

(2) 公判段階

① 証人として

被告人側が事件を全部もしくは一部否認した場合には、被害者は証人として出頭する場合もある。弁護人からの尋問や裁判官からの質問によって二次被害を被った事案もある。例えば、「どうして夜遅くひとりで道を歩いていたのか」、「どうして、誘われるま

ま飲み屋に入ったのか」、「どうして加害者を自室に入れたのか」等、被害者の行動を責めるような問いかけがなされやすい。被害者は、被害者でありながら、羞恥心と自責の念で一杯であり、それに追い打ちをかけるかのような質問に対し、さらに自らを責め、精神的に追い詰められる。

② 好奇の目、誤った社会通念

そもそも、被害申告をしたり、法廷に出廷すること自体負担が大きい。

被害者を取り巻く社会は、特に、性暴力や性犯罪の被害者に対しては、特別好奇の目で見がちである。社会通念そのものがいわゆる強姦神話に染まっていたり、被害者に「落ち度」を求めようとする。性暴力・性犯罪の被害者が、実名で顔を出して被害を訴えることができないのは、このような社会通念の存在にもよる。

II 法制度上の措置

1 証人への配慮

2000（平成 12）年、いわゆる犯罪被害者保護二法が制定、施行された。つまり、「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する法律」の創設と刑事訴訟法等の一部の改正である。とりわけ、性犯罪の被害者に関して規定されたのが、証人として出頭する被害者に対する配慮措置である。これは、性犯罪の特殊性を考慮し、証人として出廷する被害者の心理的負担を出来る限り軽減するために設けられた措置であり、証人への付き添い（刑訴法 157 条の 2）、証人の遮へい措置（刑訴法 157 条の 3）及びビデオリンク方式（刑訴法 157 条の 4）である。これらは併用することも可能である。

2 告訴期間の撤廃

前記刑事訴訟法の改正によって、強制わいせつ罪や強姦罪等の親告罪について 6 か月と定められていた告訴期間が撤廃された（刑訴法 235 条 1 項）。性犯罪において、被害者が被害申告するハードルは高く、申告するか否か逡巡したり、また、あまりに精神的被害が大きく、直後には何もできないような場合、6 か月という期間はすぐに経過してしまう。このような実態を考慮し、告訴期間が撤廃されたものである。

3 民事裁判における配慮措置

2007（平成 19）年 6 月に成立した「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」によって、民事訴訟法が改正され、民事訴訟法にも証人への付き添い（民訴法 203 条の 2）、遮へい措置（民訴法 203 条の 3）及びビデオリンク（民訴法 204 条）が規定された。民事裁判の場合には、被害者は、証人ではなく当事者本人となる場合もあることから、当事者本人尋問の場合にも証人配慮規定が準用される（民訴法 210 条）。同改正は、2008（平成 20）年 4 月に施行された。

4 被害者の情報保護

民事訴訟法の一部改正と同時に、刑事訴訟法が一部改正され、被害者の情報保護の規定が設けられた。被害者特定事項の秘匿の措置である（刑訴法 290 条の 2、291 条 2 項、295 条 3 項、305 条 3 項）。

性犯罪における被害者の心情に配慮し、その情報を公開法廷で開示しないように定めたものである。

被害者特定事項の秘匿は、刑事公判のあらゆる場面において適用されるだけでなく、

裁判所は、弁護人に対し、被害者の安全保護の見地から、証拠書類や証拠物開示の際に、被告人等に対し、秘匿することを求めることが認められるという規定も創設された（刑法 299 条の 3）。

同改正は、2007（平成 19）年 12 月に施行された。

5 性犯罪の法定刑の引き上げ等

2004（平成 16）年に、強制わいせつ罪や強姦罪等の法定刑が引き上げられた。

日本では、性犯罪が重大犯罪という意識が低く、それが法定刑にも表れていたが、強姦罪では 3 年以上の有期懲役（刑法 177 条）、強姦致傷は「無期又は 5 年以上の懲役」（刑法 181 条 2 項）と改正された。それでも、強盗罪の 5 年以上の有期懲役（刑法 236 条）、強盗致傷の「無期又は 6 年以上の懲役」（刑法 240 条前段）と比較すると下限は低い。性犯罪事案中、最も厳しい刑が定められているのは、「死刑又は無期懲役」と定められている強姦強姦致死罪（刑法 241 条）である。

また、性犯罪の被害者が提起した民事裁判で認められる慰謝料等の損害賠償額も高額となっている。公正・正義の観点から、刑事裁判でも民事裁判でも、被害の重大性に即した結論が下されることが望ましい。

III 問題点と今後の課題

1 裁判そのものにおける問題点

性犯罪においては、被害者の被る被害が重大である一方、前述のとおり、それを公にし、責任を追及するためのハードルが高い。司法過程そのものに潜む二次被害の可能性が、被害者の被害申告を躊躇させ、プライシー保護に関する危惧が追い打ちをかける。

日本国憲法上、刑事被告人は、「公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利」が保障される（憲法 37 条 1 項）。公開法廷は、憲法上の要請である。しかし、公開法廷であることが、被害者にとっては、プライバシー保護の不安さや出廷の負担を増大させる場合がある。

傍聴人のいる法廷での裁判は、それだけで、被害者には負担となる場合となる。性犯罪事件だけを好んで傍聴するマニアが存在する。被害者特定事項の秘匿の制度が創設されたといっても、関係者が過って被害者特定事項を開示してしまうことはあり得る。

フランスでは、かなり緩やかに法廷を非公開とすることが認められていると聞く。事案によっては、法廷の非公開ということを柔軟に検討する必要があるのではないか。

また、心証形成過程において、事件とは直接関わらない被害者のプライバシーについては取り上げないというルール（レイプシールド法）等も必要であろう。

通常裁判であっても、裁判そのものが、被害者の負担を重くしていることは事実である。

2 裁判員裁判の問題点

性犯罪被害者にとって、裁判員裁判は、通常裁判以上に問題点が多い。そのため、裁判員裁判対象の性犯罪事件であるにもかかわらず、裁判員裁判を避けるために、結果的加重の部分をあえて落として通常裁判対象として起訴したり、起訴前に示談を成立させて事件を終了した、という事案も発生している。

(1) 裁判員裁判と通常裁判の線引き

裁判員裁判対象事件は、「死刑又は無期の懲役もしくは禁錮に当たる罪に係る事件」で

ある（裁判員の参加する刑事裁判に関する法律 2 条 1 項 1 号）。性犯罪のうち、裁判員裁判の対象事件となるのは、強姦致死傷罪や強制わいせつ致死傷罪等の結果的加重犯と強盗強姦罪である。致死傷の結果が生じれば、強姦等について既遂未遂は問われないことから、裁判員裁判となる事案が、通常裁判事件よりも真に重大か否かはわからない。そもそも、性犯罪自体の重大性が認識されるべきであるにもかかわらず、このような線引きには疑問が残る。

（２）多数の訴訟関係人から受ける負担感

裁判員裁判になれば、訴訟関係人が増えることから、被害者の負担はさらに増す。

証人として出廷した場合、例えば、遮へい措置をしても、裁判官席の 9 名からの目が注ぐ。裁判員のジェンダーバランスが、必ずしも判決の結果に影響するとは考えられないが、少なくとも、男性裁判員が多い場合、男性からの視線の数に怯える被害者は多いであろう。ビデオリンクを利用しても、裁判員にビデオ画面が見られていると思うだけでも、負担感が増すことがある。

（３）誤った社会通念

裁判員によって誤った社会通念が裁判に持ち込まれる可能性が高くなり、尋問等によって二次被害を受ける可能性が通常裁判よりも高くなる。裁判員は何も研修を受けることなく裁判に臨むのであり、尋問に特別なルールが決められていない以上、裁判員に悪意がなくても、被害者を傷つける場面が発生しうる。

（４）被害者の生の声

わかりやすい裁判を目指した裁判員裁判では、被害者の声を伝えるためには、被害者そのものが語ることがわかりやすいといえる。そのため、検察官は、従前以上に、被害者を法廷に引っ張り出したがる傾向が強い。

（５）プライバシー保護の不安

裁判員裁判では関係者が多くなることから、被害者のプライバシー保護の問題が特に大きな問題となる。多くの裁判員候補者から裁判員を選ぶのであるが、裁判員候補者には守秘義務は課されないことから、裁判員候補者から被害者情報が漏洩する可能性があるのではないかと問題となった。実際の裁判員裁判では、被害者の氏名等を伏せる等、運用上配慮しているとのことであるが、大都市ならばともかく地方では、氏名を伏せてもわかってしまうこともあり万全とはいえない。また、裁判員に守秘義務はあるものの、どこまで被害者のプライバシーが守られるのかは実際のところ不明である。一生のうちに 1 回経験するかしないかという裁判員は、見せられた刑事記録を忘れることはないであろうが、被害者にとっては、第三者に見せたくない写真等も、記録中には含まれる。

（６）まとめ

被害者のプライバシー保護の問題は、運用上の配慮で漏洩を防ぐことができるという観点だけではなく、被害者の不安が募るということも併せて検討する必要がある。被害者の不安が募れば、被害申告をためらい、結局、暗数が増える結果となってしまうからである。

私見ではあるが、現時点では、性犯罪を裁判員裁判対象事件から一律排除することが、最善の方策ではないかと考える。

以 上